

東根市告示第22号

東根市の道路占用に関する告示を次のように定める。

令和5年3月7日

東根市長 土田正剛

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、東根市建設部建設課において、令和5年3月7日から同月20日まで一般の縦覧に供する。

1 制限する道路の種類、路線名及び区域

種類	路線名	占用を制限する区域
市道	大森工業団地2号線	東根市大字東根元東根字大森5544地先
市道	さくらんぼ東根駅前通り線	東根市さくらんぼ駅前一丁目1-5地先から 東根市さくらんぼ駅前一丁目9-2地先まで
市道	中央線	東根市中央四丁目14-1地先から 東根市大字若木字野川向9276-2地先まで
市道	中央通り線	東根市白水一丁目9266-10地先から 東根市中央五丁目8029-1地先まで
市道	東根長瀬線	東根市温泉町一丁目10-6地先から 東根市温泉町一丁目2-7地先まで
市道	長瀬西4号線	東根市大字長瀬字西方6237-3地先から 村山市大字大久保字寄込3969-1地先まで
市道	神町南大通り線	東根市神町中央二丁目9088-51地先から 東根市神町南三丁目9088-76地先まで
市道	神町北中央通り線	東根市神町北三丁目1-1地先から 東根市神町北五丁目3-15地先まで
市道	神町東大通り線	東根市神町東一丁目14-4地先から 東根市神町東一丁目1-2地先まで
市道	五間通り線	東根市中央五丁目8029-1地先から 東根市中央五丁目8321-3地先まで
市道	小田島中央線	東根市大字野田字七クボ658-1地先から 東根市大字野田字七クボ695-2地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認めれた電柱の更新又は移設によるものを除く。)。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年4月1日